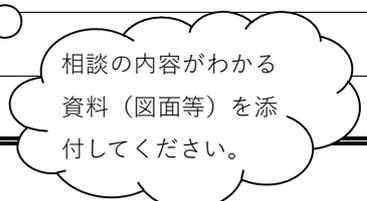


記入例

事前相談書

〇〇年〇月〇日

対象地	高知県 <input type="checkbox"/> 〇〇 <input checked="" type="checkbox"/> 市・町・村 <input type="checkbox"/> 〇〇町		
相談者	事務所名等 <input type="checkbox"/> 〇〇建築設計事務所 担当者名 建築 太郎 (Tel) 088-〇〇〇-△△△△ (Fax) 088-〇〇〇-□□□□		
建物概要	・主要用途(病院)・構造 RC造 ・階数 地上 3 階 地下 階 ・延べ面積 1.632.65 m ²		
道路	<input checked="" type="checkbox"/> 東面 42条1項1号 <input checked="" type="checkbox"/> 南面 42条1項1号 ・西面 項 ・北面 項 ・非		
都計区域	<input type="checkbox"/> 外 <input checked="" type="checkbox"/> 内(<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域(準工業)地域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定)		
防火地域	・防火地域 ・準防火地域 ・法22条地域 <input checked="" type="checkbox"/> その他の地域		
工事種別	・新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 ・改築 ・移転 ・用途変更 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替		
(根拠条文)	相談内容(具体的な内容及び関係条文を記載してください)		
令1条1項	1. 計画建築物(病院)と敷地内の既存別棟(職員宿舎)は用途上可分と考えて良いか。		
令114条2項	2. 病室以外の室と廊下を区画する壁は、防火上主要な間仕切壁に該当すると考えて良いか。		
令116条の2	3. 排煙上無窓の居室に該当するかどうかの判断で、H12建告1436号第三号に該当する部分にある開口部は排煙上有効な開口部と考えて良いか。		
法56条7項三号	4. 敷地の北側に道路があるが、北側斜線に関して天空率を適用して良いか。		
			
(回 答)			
※相談受理日	年 月 日	※受理番号 第 号	※相談受理者
※相談担当者		※処理及び完了日	未・完了 年 月 日
※相談日時	年 月 日 時	建築指導課 (Tel) 088-823-9864 (Fax) 088-823-4119 (e-mail) 172901@ken.pref.kochi.lg.jp	

- ・※印以外の部分に必要な事項を記載してください。
- ・Faxまたはmailにて送付された場合は、翌日以降にお電話にて相談日時及び担当者の確認をお願いいたします。
- ・ご相談内容によっては、相当のお時間を頂く場合がありますのでご理解をお願いいたします。